貸付設備		「配電設備」に整理されるもの及び「配電設備」以外の設備で配電事業の用に供するため配電事業者に対して貸し付けるものを除く。該当する他の電気事業固定資産の項に準じて整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
	［略］	［略］
	地帯間販売電力料	一般送配電事業者又は配電事業者が、他の一般送配電事業者又は配電事業者と締結する一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気の受給契約（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販売した電気の料金の未収分を整理する。
	他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気

貸付設備		「配電設備」に整理されるものを除く。該当する他の電気事業固定資産の項に準じて整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
	［略］	［略］
	地帯間販売電力料	一般送配電事業者間における一般送配電事業の用に供するための電気の受給契約（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販売した電気の料金の未収分を整理する。
	他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気

事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規

事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規